

## 可児市農業委員会第7回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年7月5日（火）午後1時30分から3時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、 菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、 渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉
欠席委員	生田 信昭、仙石 廣男
事務局	課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第38号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第39号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第40号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第41号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第42号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について
議長	<p>平成28年第7回 可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の欠席委員は、2番生田信昭委員、19番仙石廣男委員の2名であり、只今の出席委員は、16名で、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に、はいります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、14番渡邊千春委員、15番可児すみ子委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件の申請があります。</p> <p>受付番号1の案件は、譲渡人の今の方と、譲受人の今の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、今字立野外1筆、登記地目は田、現況は畑で、面積は合計548㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。</p> <p>譲受人は、申請地の西側に隣接して農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回</p>

申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は7,629㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の柿下の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字岡下、地目は、田で、面積は439㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の東側に隣接して農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は10,022㎡となります。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番今お願いします。

小池委員 受付番号1について、13番小池が報告します。

譲受人は約8反の経営面積になり、問題ないと思います。ただ、事務局の説明で現況畑と説明いただきましたが、議案書が田となっておりますので事務局からの説明をお願いします。

議長 ご苦労さまでした。2番土田をお願いします。

井藤委員 受付番号2について、10番井藤が報告します。

現状は1年間非常に荒れた状態でしたが、現地確認の日には草が刈ってきれいにされておりました。荒廃地が農地になるということで好ましいことだと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言がありましたが、小池委員の発言について、事務局説明をお願いします。

事務局 今字立野について現地確認したところ、すいかなどが耕作されており現況は畑でした。議案の現況につきましては課税の方が田ということで課税されておるといことです。

議長 ありがとうございます。小池委員よろしいでしょうか。事務局、議案を訂正しますか。

事務局 議案を訂正するつもりはありません。課税の現況が田ということですので。現地確認で畑ということを確認してきましたので、説明は畑でおこないます。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 理解に苦しみますが、議案の現況は田で説明は畑ですか。議案の現況を畑にすれば簡単に終わる話ではないですか。現況確認して畑なら畑でいいじゃないですか。

事務局 そうですね。訂正します。現況確認しましたら畑でしたので、議案書の現況を畑に訂正させていただきます。

議長 大澤委員、小池委員よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見ありましたらどうぞ。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

日程第3、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第39号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人中恵土の方が、共同住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字西浦外1筆、地目は、畑で、面積は合計1,288㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地と申請人の畑と宅地、西側は水路内の境界を挟んで雑種地駐車場、南側は道路沿いの水路、北側は畑となっており、許可後着手後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は共同住宅2棟2階建て10戸を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅として利用していた箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内南側に道路側溝設置し水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号2の案件は、申請人の瀬田の方外1名が、個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字小豆田、地目は、田で、面積は169㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は申請人の宅地、西側と南側は申請人の田、北側は水路と申請人の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人夫婦は、東側の宅地と一体利用して住宅を建替えるとの計画であります。

なお、申請人夫婦より農地法の許可を受けずに住宅として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所（中恵土連絡所）から540mであることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は一体利用の住宅敷地に排水溝を布設し前面水路に放流、上下水道は既設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、申請人の徳野南の方が、貸し駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目外2筆、地目は、畑で、面積は合計487㎡、第2種中高層住居専用地域内の農地で、申請地の東側は雑種地駐車場、西側と北側は道路、南側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、近隣の運送会社の従業員用に貸し駐車場を経営するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言をお願いします。1番中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。

申請地に許可なく物置小屋が建っており始末書が出ています。雨水排水は農業用排水が利用でき、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2番瀬田をお願いします。

渡邊委員 受付番号2について、14番渡邊が報告します。

雨水排水につきましては市の排水路に放水、上下水道につきましては接続不要ということで、農業用水への影響はないと思います。昭和30年頃から住宅敷地として利用していたということで始末書も出ております。特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。3番下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号3について、17番可児が報告します。

現地確認したところ、地目は畑ですが草がぼうぼうと生えていました。駐車場として利用するというので問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転12件、使用貸借権の設定3件、合計15件の申請があります。

受付番号1の案件は、貸渡人の広見の方と、借受人の広見の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字田島、地目は田、地積は、299㎡、第1種住居地域内の農地で、

申請地の東側は道路と貸渡人の田、西側と南側は宅地、北側は貸渡人の田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が美容院併用住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字田島、地目は田、地積は、264 m<sup>2</sup>、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は道路、南側は雑種地、北側は宅地となっており、許可後、平成29年1月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は美容院併用住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西側水路へ放流、一部地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の多治見市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字縣外1筆、地目は田、地積は、合計675 m<sup>2</sup>、第一種住居地域内の農地で、申請地の東側は平成28年2月の5条許可済みの分譲地、西側は鉄道敷地、南側は宅地、北側は位置指定道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は3区画の宅地分譲をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の水路、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の名古屋市千種区の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が駐車場敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見二丁目、地目は畑、地積は、29 m<sup>2</sup>、商業地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は譲受人の宅地、南側は雑種地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は西隣の譲受人の駐車場と申請地を一体利用して、駐車場敷地とするとのこととあります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに住宅用敷地として利用しており、始末書が

添付されています。

農地転用許可区分は、商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内の東側に側溝を設け前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字都一、地目は畑、地積は、395 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と西側は道路、南側は道路と畑、北側は水路となっており、許可後10ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は東側前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、貸渡人の羽崎の方と、借受人の御嵩町の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字不孝寺、地目は畑、地積は、214 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と道路、西側は貸渡人の宅地、南側は道路と貸渡人の宅地、北側は宅地と貸渡人の宅地となっており、許可後、平成28年12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに住宅としていた箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号7の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方外1名と、譲受人の下切の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞外2筆、地目は田と畑、地積は、合計276 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側は畑、北側は畑となっており、許可後1ケ年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路

側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の長野市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広小路外1筆、地目は畑、地積は、合計203㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側と南側は宅地、北側は一指定道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号9の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西外1筆、地目は畑、地積は、合計496㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は道路と宅地、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は2区画の宅地造成を行い分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号10の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の御嵩町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が住宅展示場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野区路、地目は田、地積は、170㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は道路、南側と北側は宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は住宅展示場として、住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、雨水排水については、前面道路側溝に流すよう勧めたが用水路を越えなければならないことから、地下自然浸透で申請されました。

受付番号11の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が駐車場及び倉庫とするため転用許可を求める

ものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉の一部、地目は畑、地積は、361 m<sup>2</sup>、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は道路、南側は畑、北側は譲受法人の店舗及び駐車場となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地北側の会社及び駐車場と一体利用し、駐車場及び倉庫とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号12の案件は、貸渡人の徳野南の方外1名と、借受人の徳野南の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が住宅の増築及び車庫建設するため転用許可を求めものです。

土地の概要は、徳野南二丁目外2筆、地目は畑、地積は、583 m<sup>2</sup>、第二種中高層住居専用地域内の農地で、申請地の東側は借受人の宅地、西側は借受人の雑種地、南側は道路、北側は畑と宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人兄弟の母である借受人は借受人の土地と一体利用し、住宅の増築及び車庫を建設するとの計画であります。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに埋め立て住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は既設管と接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号13の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の川合の方の間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めものです。

土地の概要は、川合字池田、地目は田、地積は、235 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側は宅地、北側は譲受人の宅地となっており、許可後平成29年1月末までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、川合工区と協議の上、9月下旬以降に給水栓を撤去することとしてあり、工事着手は10月からとしており、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号14の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と、譲受人の今渡の方の間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めものです。

土地の概要は、川合字上巾、地目は畑、地積は、839 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外

の農地で、申請地の東側は畑、西側は通路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は2世帯住宅として、2棟の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科医院まで460m、きつずクリニックありすまで490mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号15の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が携帯電話用の鉄塔用地及び自動車修理工場の資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字上巾外1筆、地目は畑、地積は、合計480㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側と南側は宅地、北側は一指定道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は携帯電話用の鉄塔用地として一部利用、自営する自動車板金工場の資材置場として利用するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに鉄塔敷地として賃貸借しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、街区面積に占める宅地面積の割合が40%以上の79.2%となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番から4番まで広見をお願いします。

可児(隆)委員

受付番号1から4番について、5番可児が報告します。

受付番号1については、周りは住宅が建ち、その中の田の部分の一部です。耕作はされていませんでしたが草刈はしてあり管理はされていきました。特に問題ないと思います。

受付番号2ですが、ここも周りは住宅が建ち申請地だけ田ということで残っていました。水があがらないということで、昨年までは畑のような状態になっており耕作されておりました。美容院を建設するということですが、特に問題ないと思います。

受付番号3ですが、ここも申請地だけ田になっており、周りは住宅と埋立地になっております。片側には線路があり線路との間には排水溝があり仕方がないかなと思っております。

受付番号4については、お客さんの駐車場が狭いということで駐車場敷地に利用するという申請です。特に問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。5番瀬田をお願いします。

渡邊委員

受付番号5について、14番渡邊が報告します。

雨水排水につきましては道路側溝へ、上下水道は埋設管に接続、農業用水への影響はないということで、特に問題ないと思います。

議 長  
奥 村 委 員  
ご苦労さまでした。6 番羽崎お願いします。  
受付番号 6 について、1 番奥村が報告します。  
昭和 40 年頃に、無断で農作業所と庭木を植えたということで始末書が出ております。  
その他につきましては、特に問題ないと思います。

議 長  
小 池 委 員  
ご苦労さまでした。7 番下切お願いします。  
受付番号 7 について、13 番小池が報告します。  
地目も現況は畑ですが、畑は作っている様子はありません。田も 1 筆 18 m<sup>2</sup>ありますがここも畑の状態になっていて、作付けしている様子はありません。周辺は畑ですが現在作付けされていて、北側に用水路が通っていますが、水は通ってなく田んぼの利用はない所です。転用目的は一般個人住宅を建設するというので、立地基準判定は 2 種ということですが、事務局が悩まれたように、宅地化の状況を航空写真で見ると随分進んでいるということでもなさそうで、宅地化の状況が 3 種なのかなと疑問がございます。この事務局の悩まれた状況の説明をしていただき審議していただけたらいいと思います。現状では南の方は宅地化がどんどん進んでいますので、2 種農地として判断しても差し支えないのかなと思います。雨水排水は道路側溝に流すということで、農業用水の影響はなく、特に問題ないと思います。

議 長  
可 児 (勉) 委 員  
ご苦労さまでした。受付番号 8 から 12 まで下恵土お願いします。  
受付番号 8 から 12 について、17 番可児が報告します。  
受付番号 8 から順次報告します。  
周囲は宅地化されてこの畑 2 筆だけ残っている 1 筆に住宅を建てるということで申請です。事務局から説明があったように、条件は全てクリアされております。  
これから説明する受付番号 9 から 12 も事務局から説明があったとおりですのでご理解していただきたい。  
受付番号 9 も両サイドは宅地化されていて、ここだけ畑として残っていましたが、今回宅地分譲するという申請です。  
受付番号 10 は、前後挟まれていたような畑でしたが、住宅展示場を建築するという申請が出ております。用件的なことは事務局からの報告のとおりです。  
受付番号 11 は、住宅会社の駐車場として利用するというのですが、特に問題ないと思います。  
続きまして、受付番号 12 ですが、地目が畑になっておりますが、許可を受けずに埋め立て住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。  
以上、現地確認しましたが特に問題ないと思います。

議 長  
杉 本 委 員  
ご苦労さまでした。13 番から 15 番川合お願いします。  
受付番号 13 から 15 について、9 番杉本が報告します。  
受付番号 13 は、周りは宅地化されているところで問題ないと思います。  
受付番号 14 は、2 棟の個人住宅を建築するというのですが、問題ないと思います。  
受付番号 15 は、許可を受けずに鉄塔敷地として賃貸借しており、始末書が添付されております。自動車板金工場の資材置場として利用するというので、問題ないと思います。

議 長  
ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意

見、ご質問等はございませんか。

事務局、どうぞ。

事務局 小池委員からご質問がございました、受付番号7について発言します。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一团農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断をしております。その内容としましては、現地が連たんまでいっていないというところの3種でございますので、周りに住宅が立ち並んでいるわけではないですが、少し離れたところには住宅が建ち並んでいるところもあるというところから3種と見込まれるという判断をしまして、農地の区分で10ha未満であるということから2種という判断をしました。

議長 ありがとうございます。小池委員どうぞ。

小池委員 宅地が連たんしてないから3種ではないのですが、10ha未満の一团農地であるということで2種と判断しているということですので、ご理解いただきたいと思います。

議長 はい、分かりました。ご苦労さまでした。

大澤委員 大澤委員どうぞ。

大澤委員 先ほどの事務局からの説明で、受付番号11の下恵土の土地を第1種住居地域と説明されたと思いますが、準工業地域だと思います。

事務局 準工業地域です。訂正をお願いします。

議長 はい、分かりました。大澤委員よろしいですか。

大澤委員 はい。

議長 そのほか、よろしいですか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者の下恵土の方は、農機具置場・駐車場の造成を計画していたが、許可後にその必要がなくなったため、事業承継者の下恵土の方に譲渡し、譲受人が西側の隣接地と一体利用し、一般個人住宅を建築することについて承認を求めたものです。

土地の概要は、今渡字三反田、地目は田、地積は、133㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東・北側は道路、西側は譲渡人の雑種地、南側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地西側の譲渡人の土地と一体利用して、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側水路へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

なお、農地性がなく、5条申請の提出を必要としません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号1について、8番菱川が報告します。

事務局から説明があったように、当初は農機具置場で申請が出されておりましたが、変更して住宅を建築するという事で事業変更の申請が出ております。特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第41号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第42号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。

受付番号2の案件は、塩河の方が所有する田です。

土地の概要は、塩河字勇吉屋敷、地目は田、面積は85㎡です。

東と南側は申請人の山林、西側は道路、北側は申請人の登記地目畑、に囲まれ、申請地北側の一部草刈がされてあったが、ほとんど山林化し木々で密集した状態で田の痕跡がありません。

昭和25年頃から山林原野化して現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、現地確認の委員から、発言をお願いします。

吉田委員 3番吉田が報告します。

現地確認をしたところ、説明がありましておきほとんど山林化しており、問題ないと思います。

議長 只今、現地確認の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議

長

【意見なしの声多数あり】

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第42号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

議

長

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに、決しました。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第7回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労さまでございました。